

クリエイティブセンター門川使用料 (門川勤労者総合福祉センター)

令和元年10月1日

1. 施設使用料

(上段:一般利用料金 下段:業務目的利用料金 単位:円)

施設名		収容人員	午前	午後	夜間	冷暖房
			9~12時	12~17時	17~22時	1時間
一階	会議室	22人	1,050	1,570	2,100	320
			(1,575)	(2,355)	(3,150)	(480)
	教養文化室Ⅰ (和室)	24人	1,050	1,570	2,100	320
			(1,575)	(2,355)	(3,150)	(480)
教養文化室Ⅱ (和室)	24人	1,050	1,570	2,100	320	
		(1,575)	(2,355)	(3,150)	(480)	
教養文化室Ⅰ・Ⅱ (和室)	48人	2,100	3,150	3,670	520	
		(3,150)	(4,725)	(5,505)	(780)	
二階	会議室Ⅰ	36人	1,050	1,570	2,100	420
			(1,575)	(2,355)	(3,150)	(630)
	会議室Ⅱ	36人	1,050	1,570	2,100	420
			(1,575)	(2,355)	(3,150)	(630)
	会議室Ⅰ・Ⅱ	72人	2,100	3,150	3,670	630
(3,150)			(4,725)	(5,505)	(945)	
視聴覚室	40人	1,570	2,100	2,620	420	
		(2,355)	(3,150)	(3,930)	(630)	
研修室	48人	1,570	2,100	2,620	420	
		(2,355)	(3,150)	(3,930)	(630)	
体育室	一般	572人	4,190	5,240	5,760	暖房
			(6,285)	(7,860)	(8,640)	2,100
	体育	バレーボール(1時間)			630	(3,150)
		バドミントン(1面1時間)			320	冷房
		ミニバレーボール(1面1時間)			320	2,620
卓球(1台1時間)			210	(3,930)		
シャワー室		一人			320	

2. 付属設備使用料

(単位:円)

品目	使用料	品目	使用料
プロジェクター	1,050	音響設備一式 (体育室)	2,100
	(1,575)		(3,150)
スクリーン (体育室)	520	音響設備一式 (会議室)	1,050
	(780)		(1,575)
スクリーン (会議室等)	320		
	(480)		

【お申込み方法等】

- 文化会館は使用日の属する月の6ヶ月前から使用日の7日前まで、クリエイティブセンター門川は使用日の属する月の6ヶ月前から使用日の前日まで、毎日午前9時から午後5時まで受付ます。
- 使用料は、使用許可書の交付と同時に納めていただきます。ただし、超過使用料及び付属設備、備品等の使用料は使用の終了の時までには納めてください。
- 既納の使用料は規則に定めている以外はお返しできません。
- その他、門川町総合文化会館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則、または門川勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に拠ります。

【使用前の準備・手続き】

- 使用が許可された場合には、必要に応じて諸官庁への届け出を行ってください。
- 使用日の1週間前までに、施設等の使用方法や遵守事項、その他必要な事項を打合せてください。
- 音響・照明オペレーター、もぎり員、場内及び駐車場整理員等必要な人員は使用者側で手配してください。
- 催事プログラム、進行スケジュール等は出来次第提出してください。
- 催事看板、事務用品、接待用お茶等は使用者側で手配してください。

【使用上の注意】

(使用にあたって)

- 使用者はつぎのことを守っていただくとともに、入場者にもそれを徹底させてください。
 - ① はじめに非常口、消火設備等を確認すること。
 - ② 各施設の定員を超えて入場させないこと。
 - ③ 許可なく会館内外での寄付金品の募集、物品の販売、もしくは陳列、または飲食物の販売、提供をしないこと。
 - ④ 許可されていない施設等を使用したり、立ち入ったりしないこと。
 - ⑤ 会館内外の壁、柱、窓、扉などに貼り紙をしたり、クギ類を打ったりしないこと。
 - ⑥ 入場者の安全確保の措置を講ずること。
 - ⑦ 所定の場所以外で飲食、喫煙をしないこと。また火気を使用しないこと。
 - ⑧ 危険物を持ち込まないこと。
 - ⑨ 濡れた傘は所定の傘立てに立てるか、ホール内に持ち込む際には傘カバーを用いること。
 - ⑩ 騒音、怒声を発し、または暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(使用の不許可)

- 次の場合は使用許可を取り消し、または使用を停止することがあります。
 - ① 門川町総合文化会館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則、または門川勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則に定められている事項に違反したとき。
 - ② 偽りや不正等の手段によって許可を受けたとき。
 - ③ その他施設の管理上とくに支障があると認めたとき。

(変更の禁止)

- 許可を受けないで使用目的を変更することはできません。
- 施設使用の権利は譲渡したり、転貸したりすることはできません。

(原状回復)

- 使用終了後、あるいは使用停止、使用取消しを受けたときは、施設を原状に復してください。

(損害賠償)

- 施設及び付属設備・備品等を損傷または滅失したときは、ただちに届け出て係員の点検を受けてください。なお、これによって生じた損害については賠償していただきます。